

農林水産省補助事業

輸入食品安全管理特別法施行令
(仮訳)

2026 年 1 月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

農林水産食品部 市場開拓課

本仮訳は、韓国で制定された「輸入食品安全管理特別法施行令」(2025年7月3日施行、大統領令第34664号、2024年7月2日一部改正)をジェトロが仮訳したものです。

ご利用にあたっては、原文および最新版をご確認ください。

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%88%98%EC%9E%85%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%95%88%EC%A0%84%EA%B4%80%EB%A6%AC%ED%8A%B9%EB%B3%84%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9>

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

輸入食品安全管理特別法施行令

[施行 2024年7月3日] [大統領令第34664号、2024年7月2日、一部改正]

食品医薬品安全処(輸入食品政策課)043-719-2159、2168

第1条(目的) この令は、「輸入食品安全管理特別法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第1条の2(動物性食品の範囲) 「輸入食品安全管理特別法」(以下「法」という)第2条第1号の2各項目以外の部分において「大統領令で定めるもの」とは、「食品衛生法」第7条第1項により食品医薬品安全処長が定めて告示する食品の基準および規格による食品のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1. その他食肉およびその他卵製品のうち、食品医薬品安全処長が定めて告示するもの
2. 食肉含有加工品
3. 卵含有加工品

[本条新設 2023年12月12日]

[従前の第1条の2は第1条の3に移動 <2023年12月12日>]

第1条の3(輸入食品安全管理認証基準適用業所の認証等に関する業務の委託) 食品医薬品安全処長は、法第6条の2第6項により次の各号の業務を「韓国食品安全管理認証院の設立および運営に関する法律」による韓国食品安全管理認証院に委託する。<改正 2023年12月12日>

1. 法第6条の2第1項前段による輸入食品安全管理認証基準適用業所(以下「輸入食品安全管理認証基準適用業所」という)の工程別・品目別危害要素の分析
2. 法第6条の2第1項から第3項までの規定による輸入食品安全管理認証基準適用業所の認証、変更認証およびその有効期間の延長
3. 法第6条の2第5項本文による食品安全管理認証基準(「食品衛生法」第48条第1項による食品安全管理認証基準をいう)を遵守しているかどうか等に関する調査・評価

[本条新設 2021年5月4日]

[第1条の2から移動、従前第1条の3は第1条の4に移動 <2023年12月12日>]

第1条の4(特別衛生管理食品の対象) ① 法第10条の2第1項において「大統領令で定める食品」とは、次の各号の食品をいう。<改正 2021年5月4日>

1. 魚類の頭
2. 魚類および軟体類の内臓

② 第1項各号に該当する食品の具体的な範囲は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

[本条新設 2019年5月14日]

[第1条の3から移動 <2023年12月12日>]

第2条(営業の種類および範囲) 法第14条第1項各号に掲げる営業の種類とその範囲は、次の各号の区分のとおりとする。

<改正 2019年5月14日>

1. 輸入食品等輸入・販売業: 輸入食品等を輸入して販売する営業。ただし、法第2条第1号による食品等の採取・製造または加工に使用される機械を輸入する場合を除く。
2. 輸入食品等申告代行業: 第1号による輸入食品等輸入・販売業者(法第15条第6項により登録したものとみなす業者を含む)のために、法第20条第1項による輸入申告を代行する営業
3. 輸入食品等インターネット購入代行業: 国内消費者の要請により海外販売者のサイバーモール(コンピュータ等および情報通信設備を用いて財貨等を取引することができるように設定された仮想の営業所をいう)等から輸入食品等の購入を代行して輸入する営業
4. 輸入食品等保管業: 法第20条第1項による輸入申告の対象となる輸入食品等を総理令で定める施設または場所に保管する営業

第3条(変更登録の対象) 法第15条第1項後段において「大統領令で定める重要な事項」とは、営業所の所在地をいう。

第4条(営業登録をしたものとみなす業者) 法第15条第6項において「大統領令で定める業者」とは、次の各号の業者をいう。

1. 「食品衛生法施行令」第21条第1号による食品製造・加工業、同条第3号による食品添加物製造業、同条第5号ロ3)による流通専門販売業または同条第7号による容器・包装類製造業の業者
2. 「健康機能食品に関する法律施行令」第2条第1号による健康機能食品製造業または同条第3号ロによる健康機能食品流通専門販売業の業者
3. 「畜産物衛生管理法施行令」第21条第3号による畜産物加工業、同条第4号による食肉包装処理業または同条第7号ホによる畜産物流通専門販売業の業者

第4条の2(輸入申告受理の自動化) 食品医薬品安全処長は、法第20条の2第1項による自動化された方式の輸入申告の受理が適正に行われているかどうかを定期的に確認しなければならない。

[本条新設 2024年7月2日]

第5条(所属機関の長) 法第25条第1項において「大統領令で定めるその所属機関の長」とは、地方食品医薬品安全庁長をいう。

第6条(行政応援の手続等)① 食品医薬品安全処長(地方食品医薬品安全庁長を含む。以下この条において同じ)は、法第25条第2項により関係行政機関の長、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事または市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう)に行政応援を要請するときには、応援が必要な地域、業務遂行の内容、衛生点検班の編成および運営に関する計画を策定して通知しなければならない。

② 第1項による行政応援業務を遂行する公務員は、食品医薬品安全処長の指揮・監督を受ける。

③ 第1項による行政応援にかかる費用は、食品医薬品安全処長が負担する。

第6条の2(海外からの直接購入食品等に対する実態調査のための資料提供の要請) 食品医薬品安全処長は、法第25条の5第2項前段により、関係中央行政機関の長に次の各号の資料を提供するよう要請することができる。

1. 「関税法」第241条第1項により輸入申告した海外からの直接購入食品等に関する資料
2. 「消費者基本法」第77条第6項による消費者被害に関する情報および実態調査の結果
3. 「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第12条第1項による通信販売業者の商号、住所等の届出事項に関する資料

[本条新設 2023年12月12日]

第7条(登録取消等)① 食品医薬品安全処長は、法第29条第1項により営業の登録を取り消すか、または営業の停止を命じるときには、処分事由および処分内容等が記載された文書により行わなければならない。

② 食品医薬品安全処長は、第1項による処分を行うために法第32条第2号による聴聞を行うか、または「行政手続法」第27条による意見提出を受けたときは、特別な事由がなければ、その手続を終えた日から14日以内に処分を行わなければならない。

第8条(閉鎖措置手続の例外) 法第31条第3項ただし書において「大統領令で定める切迫した事由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 「食品衛生法」第4条第1号から第4号まで、「健康機能食品に関する法律」第23条第1号から第4号まで、または「畜産物衛生管理法」第33条第1項第1号から第4号までの規定に違反して営業を継続する場合
2. 法第31条第1項による措置の対象となる営業所であって、営業を継続すれば、人獣共通感染症・食中毒等、公衆衛生に重大な危害が発生する恐れがあると認められる場合

第9条(営業停止処分に代えて賦課する課徴金の算定基準) 法第33条第1項本文により課する課徴金の算定基準は、別表1のとおりである。

第10条(課徴金の賦課および納付手続)① 食品医薬品安全処長は、法第33条第1項本文により課徴金を賦課しようとするとき

には、その違反行為の種類と当該課徴金の金額等を明示し、納付することを文書により通知しなければならない。

② 第1項により通知を受けた者は、通知を受けた日から20日以内に課徴金を食品医薬品安全処長が定める収納機関に納付しなければならない。〈改正 2024年7月2日〉

③ 第2項により課徴金の納付を受けた収納機関は、領収証を納付者に発行しなければならないが、納付を受けた事実を遅滞なく食品医薬品安全処長に通知しなければならない。〈改正 2024年7月2日〉

第11条(課徴金賦課処分取消の対象者等) 法第33条第4項本文により課徴金賦課処分を取り消し、営業停止処分を行うか、または国税滞納処分の例に従って課徴金を徴収しなければならない対象者は、課徴金を期限内に納付しない者であつて、1回の督促を受け、その督促を受けた日から15日以内に課徴金を納付しない者とする。

第12条(危害輸入食品等の販売等による課徴金の算定基準等) ① 法第34条第1項により賦課する課徴金の金額は、同項各号のいずれかに該当する者が販売した当該輸入食品等の販売量に販売価格を乗じた金額の2倍とする。〈改正 2024年7月2日〉

② 第1項による販売量は、当該輸入食品等を最初に販売した時点から摘発時点までの出荷量から、回収量および返品・検査等の事由により実際に販売されなかった量を除いた数量とする。

③ 第1項による販売価格は、販売期間中に価格が変動した場合には、販売時期別価格とする。

④ 食品医薬品安全処長は、法第34条第2項各号の事項を考慮し、第1項により算定された課徴金の金額の2分の1の範囲においてその金額を減額することができる。〈新設 2024年7月2日〉

⑤ 法第34条第1項による課徴金の賦課および納付手続については、第10条を準用する。〈改正 2024年7月2日〉

第13条(違反事実の公表) 法第35条による公表は、次の各号に掲げる事項を食品医薬品安全処のホームページまたは「新聞等の振興に関する法律」第9条第1項により登録した全国を普及地域とする一般日刊新聞に掲載する方法により行う。

〈改正 2022年6月7日〉

1. 「輸入食品安全管理特別法」違反事実の公表という内容の表題
2. 営業の種類
3. 営業所の名称、所在地および代表者氏名
4. 輸入食品等の名称(畜産物のうち食肉の場合には、食肉の種類と部位をいう)
5. 製造年月日・輸入年月日または消費期限
6. 違反内容(違反行為の具体的な内容と根拠法令を含む)
7. 行政処分の内容、処分日および期間
8. 取締機関および摘発日

第13条の2(報奨金支給の基準および手続等) ① 法第36条の2第1項による報奨金支給の基準は、次の各号の金額の範囲において食品医薬品安全処長が定めて告示する金額とする。

1. 法第15条第1項に違反した者を通報した場合:30万ウォン
2. 法第18条に違反した者を通報した場合:20万ウォン
3. 法第20条第1項に違反した者を通報した場合:30万ウォン
4. 法第20条第2項に違反した者を通報した場合:30万ウォン
5. 法第29条第1項による営業停止命令に違反して営業を継続した者を通報した場合:50万ウォン

② 法第36条の2第1項による通報を受けた食品医薬品安全処長は、その内容を確認した後、当該年度予算の範囲内で報奨金を支給するかどうかを決定し、報奨金の支給を決定した場合には、これを通報した者に通知しなければならない。

③ 第2項による報奨金支給決定の通知を受けた者が報奨金の支給を受けるためには、食品医薬品安全処長に報奨金の支給を申請しなければならない。

④ 法第36条の2第1項による通報があった後、同一の違反行為について同一内容の通報を行った者には、報奨金を支給しない。

⑤ 第1項から第4項までに規定した事項以外に報奨金の支給方法および手続等について必要な事項は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

[本条新設 2022年2月15日]

第13条の3(輸出食品等の安全性支援) 法第38条第3項第3号において「大統領令で定める方法」とは、次の各号の方法をいう。

1. 法第38条第1項による輸出食品等(以下「輸出食品等」という)が外国政府が定めた基準に不適合となり、当該政府が要請した原因調査および改善策の策定等に対する支援
2. 法第38条第3項各号以外の部分による輸出業所等(以下「輸出業所等」という)を外国で登録するか、または登録された輸出事業所等の登録を維持するための支援
3. 外国政府が実施する輸出業所等に対する現地実態調査の対応支援
4. 輸出食品等の海外進出に必要な認証支援

[本条新設 2023年12月12日]

第14条(権限および業務の委任・委託) ① 食品医薬品安全処長は、法第40条第1項により次の各号の権限を地方食品医薬品安全庁長に委任する。〈改正 2019年5月14日、2021年12月14日、2022年2月15日、2022年6月7日、2023年12月12日〉

1. 法第15条第1項による営業の登録および変更登録
 2. 法第15条第3項による廃業届出および変更届出の受付
 3. 法第15条第4項による登録事項の職権抹消および営業者の廃業の有無に関する情報提供要請
 4. 法第16条第3項による地位承継届出の受理
- 4の2. 法第19条第1項による営業者の区分管理のうち、総理令で定める事項

5. 法第20条第1項による輸入申告の受理および同条第9項による消費期限の設定事由書報告・変更報告の受付
 6. 法第21条第1項および第2項による検査
 7. 法第23条による輸入食品等の流通履歴追跡管理の登録、登録取消等の処分および調査・評価
 8. 法第26条第1項による教育命令
 9. 法第27条による是正命令
 10. 法第28条第1項による施設改善命令
 11. 法第29条による営業の登録取消および営業停止命令
 12. 法第31条第1項および第2項による営業所閉鎖のための措置、封印解除および掲示文等の除去
 13. 法第32条第2号による聴聞
 14. 法第33条および第34条による課徴金の賦課・徴収
 - 14の2. 法第36条の2による報奨金の支給
 15. 法第38条第2項による衛生証明書等の発行（「健康機能食品に関する法律」第15条第2項による認定に関する証明書の発行を除く）
 16. 法第38条第3項第2号による輸出業所等の衛生管理支援および技術指導
 17. 法第38条第3項第3号の業務のうち、この令第13条の3第1号による輸出食品等の不適合原因調査および改善策の策定等に対する支援
 18. 法第38条第3項第3号の業務のうち、この令第13条の3第3号による輸出業所等に対する現地実態調査の対応支援
 19. 法第46条第1項から第3項までの規定による過料の賦課・徴収
- ② 食品医薬品安全処長は、法第40条第2項により次の各号の業務を「食品衛生法」第67条第1項による食品安全情報院に委託する。〈改正 2020年10月8日、2021年12月14日、2023年12月12日、2024年7月2日〉
1. 法第5条第1項から第3項までの規定による海外製造業所の登録に関する業務
 2. 法第23条による輸入食品等の流通履歴追跡管理に関する業務のうち、次の各項目の業務
 - イ. 輸入食品等の流通履歴追跡管理のための情報システムの構築・運営
 - ロ. 輸入食品等の流通履歴追跡管理に関する教育・広報
 3. 法第25条の4第1項による海外からの直接購入食品等（総理令で定める原料・成分が含まれている可能性のある海外からの直接購入食品等を除く）に対する検査に関する業務
 4. 法第25条の5第1項による海外からの直接購入食品等に対する実態調査に関する業務
 5. 法第39条の2第1項による輸入食品統合情報システムの運営
 6. 第4条の2による自動化された方式の輸入申告受理の適否確認に関する業務

[見出しの改正 2022年2月15日]

第15条(固有識別情報の処理) 食品医薬品安全処長(第14条第1項により食品医薬品安全処長の権限の委任を受けた者を含む)は、次の各号の事務を遂行するために避けられない場合、「個人情報保護法施行令」第19条第1号による住民登録番号または同条第4号による外国人登録番号が含まれた資料を処理することができる。〈改正 2022年2月15日〉

1. 法第10条による海外食品衛生評価機関の指定等に関する事務
2. 法第15条による営業の登録等に関する事務
3. 法第16条による営業の承継に関する事務
4. 法第20条による輸入申告等に関する事務
5. 法第21条による輸入検査等に関する事務
6. 法第25条による立入り・検査・収去等に関する事務
7. 法第29条による登録取消および営業停止に関する事務
8. 法第30条による行政処分の効果の承継に関する事務
9. 法第31条による閉鎖措置に関する事務
10. 法第33条および第34条による課徴金の賦課・徴収に関する事務
11. 法第36条の2による報奨金の支給に関する事務

第16条(過料の賦課基準) 法第46条第1項から第3項までの規定による過料の賦課基準は、別表2のとおりである。

〈改正 2021年12月14日〉

附則 〈第26936号、2016年1月22日〉

第1条(施行日) この令は、2016年2月4日から施行する。

第2条(営業登録に関する経過措置) この令の施行当時、第2条第2号による輸入食品等申告代行業、同条第3号による輸入食品等インターネット購入代行業または同条第4号による輸入食品等保管業に該当する営業を行っている者は、この令の施行後6か月までは、法第15条第1項による営業登録をせずに当該営業を行うことができる。

第3条(他の法令の改正) ① 家畜および畜産物の履歴管理に関する法律施行令の一部を次のとおり改正する。

第4条第2号ニ中「『畜産物衛生管理法』第24条による畜産物輸入販売業の申告を」を「『輸入食品安全管理特別法』第15条による輸入食品等輸入・販売業の営業登録を」とする。

② 健康機能食品に関する法律施行令の一部を次のとおり改正する。

第2条第2号を削除する。

第19条の3第1項および同条第6項第2号中「法第6条第1項・第2項」をそれぞれ「法第6条第2項」とする。

第20条第1項第4号を削除する。

別表1第2号の業種欄中「健康機能食品輸入業・販売業」を「健康機能食品販売業」とする。

③ 食品安全基本法施行令の一部を次のとおり改正する。

第14条第1号中「食品添加物製造業者、食品等輸入販売業者」を「食品添加物製造業者」とし、同条第2号中「健康機能食品製造業者、健康機能食品輸入業者」を「健康機能食品製造業者」とし、同条第3号中「卵加工業者、畜産物輸入販売業者」を「卵加工業者」とし、同条に第6号を次のとおり新設する。

6. 「輸入食品安全管理特別法」による輸入食品等輸入・販売業者

④ 食品衛生法施行令の一部を次のとおり改正する。

第10条の4を削除する。

第21条第5号ロ5)を削除し、同項目6)中「5)まで」を「4)まで」とする。

第25条第2項第5号中「健康機能食品製造業、健康機能食品輸入業」を「健康機能食品製造業」とする。

第30条を削除する。

第58条第4号中「製造・加工、輸入」を「製造・加工」とする。

第63条第1項第3号中「第9条第4項(法第88条において準用する場合を含む)、第19条第1項」を「第9条第4項(法第88条において準用する場合を含む)」とする。

第65条第1号、第1号の2および第1号の3をそれぞれ削除し、同条第16号中「法第81条第1号、第1号の2(この条第2号および第3号により委任された権限による聴聞に限定する)、第2号」を「法第81条第2号」とし、同条第17号の2中「法第92条第3号(この条第1号により委任された権限による手数料に限る)、第3号の2、第4号」を「法第92条第4号」とする。

別表2第2号ハを削除する。

⑤ 畜産物衛生管理法施行令の一部を次のとおり改正する。

第18条の4を削除する。

第19条第1項各号以外の部分中「営業者または販売を目的とするか、もしくは営業に使用する目的で畜産物を輸入した者は、法第11条、第12条または第15条に」を「営業者は法第11条または第12条に」とし、同項第3号を削除する。

第21条第7号ニを削除する。

第31条第1項第2号および第4号をそれぞれ削除する。

第4条(他の法令との関係)この令の施行当時、他の法令において従前の「食品衛生法施行令」・「健康機能食品に関する法律施行令」・「畜産物衛生管理法施行令」またはその規定を引用した場合、この令のうち、それに該当する規定があるときは、従前の「食品衛生法施行令」・「健康機能食品に関する法律施行令」・「畜産物衛生管理法施行令」またはその規定に代えて、この令またはこの令の当該規定を引用したものとみなす。

附則 <第29763号、2019年5月14日>

この令は、公布の日から施行する。ただし、第1条の2、第2条および別表2の改正規定は、2019年6月12日から施行する。

附則 <第31110号、2020年10月8日>

この令は、2020年10月8日から施行する。

附則 <第31672号、2021年5月4日>

この令は、2021年7月1日から施行する。

附則 <第32218号、2021年12月14日>

この令は、公布の日から施行する。

附則 <第32444号、2022年2月15日>

この令は、2022年2月18日から施行する。

附則 <第32686号、2022年6月7日>(食品等の表示・広告に関する法律施行令)

第1条(施行日)この令は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条は2023年1月1日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法令の改正)① 輸入食品安全管理特別法施行令の一部を次のとおり改正する。

第13条第5号および第14条第1項第5号中「流通期限」をそれぞれ「消費期限」とする。

②から⑥まで省略

附則 <第33434号、2023年4月25日>(小規模事業者の経済回復支援のための61の法令の一部改正に関する大統領令)

第1条(施行日)この令は、公布の日から施行する。

第2条(行政処分・課徴金または過料に関する適用例)第1条から第61条までの改正規定は、この令の施行前の違反行為に対し、この令の施行後に行政処分を行う場合、または課徴金もしくは過料の賦課処分を行う場合にも適用する。

附則 <第33963号、2023年12月12日>

この令は、2024年6月14日から施行する。ただし、第13条の3および第14条第1項の改正規定は、2023年12月14日から施行する。

附則 <第34664号、2024年7月2日>

この令は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、2024年7月3日から施行する。

■ 輸入食品安全管理特別法施行令 [別表1] <改正 2022年2月15日>

営業停止処分に代えて賦課する課徴金の算定基準(第9条関連)

1. 一般基準

イ. 営業停止1か月は30日を基準とする。

ロ. 営業停止処分に代えて賦課する課徴金の基準となる売上金額は、処分日が属する年度の前年度1年間の総売上金額を基準とする。ただし、新規事業・休業等により1年間の総売上金額を算出できない場合には、四半期別、月別または日別の売上金額を基準として年間総売上金額に換算して算出する。

ハ. ロにかかわらず、課徴金の算定金額が10億ウォンを超える場合には10億ウォンとする。

2. 課徴金の基準

業種 等級	年間売上金額(単位:百万ウォン)		営業停止1日に 該当する課徴金 の金額 (単位:万ウォン)
	輸入食品等輸入・販売業および輸入食品等保管業	輸入食品等届出代行業および輸入食品等インターネット購入代行業	
1	20以下		5
2	20を超え30以下	20以下	8
3	30を超え50以下	20を超え30以下	10
4	50を超え100以下	30を超え50以下	13
5	100を超え150以下	50を超え100以下	16
6	150を超え210以下	100を超え150以下	23
7	210を超え270以下	150を超え210以下	31
8	270を超え330以下	210を超え270以下	39
9	330を超え400以下	270を超え330以下	47
10	400を超え470以下	330を超え400以下	56
11	470を超え550以下	400を超え470以下	66
12	550を超え650以下	470を超え550以下	78

13	650を超え750以下	550を超え650以下	88
14	750を超え850以下	650を超え750以下	94
15	850を超え1,000以下	750を超え850以下	100
16	1,000を超え1,200以下	850を超え1,000以下	106
17	1,200を超え1,500以下	1,000を超え1,200以下	112
18	1,500を超え2,000以下	1,200を超え1,500以下	118
19	2,000を超え2,500以下	1,500を超え2,000以下	124
20	2,500を超え3,000以下	2,000を超え2,500以下	130
21	3,000を超え4,000以下	2,500を超え3,000以下	136
22	4,000を超え5,000以下	3,000を超え4,000以下	165
23	5,000を超え6,500以下	4,000を超え5,000以下	211
24	6,500を超え8,000以下	5,000を超え6,500以下	266
25	8,000を超え10,000以下	6,500を超え8,000以下	330
26	10,000を超えるとき	8,000を超え10,000以下	367
27		10,000を超えるとき	404

■ 輸入食品安全管理特別法施行令[別表2]<改正 2023年4月25日>

過料の賦課基準(第16条関連)

1. 一般基準

イ. 違反行為の回数に応じた過料の加重された賦課基準は、最近2年間に同一違反行為により過料の賦課処分を受けた場合に適用する。この場合、期間の計算は、違反行為に対し、過料の賦課処分を受けた日と、その処分後に再び同一の違反行為を行い摘発された日を基準とする。

ロ. イにより加重された賦課処分を行う場合、加重処分の適用次数は、その違反行為前の賦課処分の次数

(イによる期間内に過料の賦課処分が複数あった場合には、高い次数をいう)の次の次数とする。

ハ. 食品医薬品安全処長は、次のいずれかに該当する場合には、第2号の個別基準による過料金額の2分の1の範囲においてその金額を減額することができる。ただし、過料を滞納している違反行為者については、この限りでない。

- 1) 違反行為者が「秩序違反行為規制法施行令」第2条の2第1項各号のいずれかに該当する場合
- 2) 違反行為者が違反行為を直ちに訂正または是正して違反状態を解消した場合
- 3) 故意または重過失のない違反行為者が「小規模事業者基本法」第2条による小規模事業者である場合であって、違反行為者の現実的な負担能力、経済危機等により違反行為者が属する市場・産業の状況が著しく変動したか、または持続的に悪化した状態であるかどうかを考慮したとき、過料を減額する必要があると認められる場合
- 4) その他、違反行為の程度、違反行為の動機およびその結果等を考慮して過料を減額する必要があると認められる場合

ニ. 食品医薬品安全処長は、次のいずれかに該当する場合には、第2号の個別基準による過料金額の2分の1の範囲においてその金額を増額することができる。ただし、金額を増額する場合も、法第46条第1項から第3項までの規定による過料の金額の上限を超えることはできない。

- 1) 違反の内容および程度が重大であり、これによる被害が大きいと認められる場合
- 2) 法違反状態の期間が6か月以上の場合
- 3) その他、違反行為の程度、違反行為の動機およびその結果等を考慮して過料を増額する必要があると認められる場合

2. 個別基準

違反行為	根拠となる法条文	過料の金額(単位:万ウォン)		
		1回の違反	2回の違反	3回以上の違反
イ. 法第17条第1項および第2項に違反して衛生教育を受けなかった場合	法第46条第3項第1号	30	60	90
ロ. 法第18条により営業者が遵守しなければならない事項のうち、総理令で定める軽微な事項を遵守しなかった場合	法第46条第2項	30万ウォン以上300万ウォン以下の範囲において総理令で定める金額		

ハ. 法第22条第1項に違反し、検査期限内に検査を受けなかった場合、または関係資料の提出等を行わなかった場合	法第46条第1項第1号	300	400	500
ニ. 法第26条第1項に違反して教育を受けなかった場合	法第46条第3項第2号	30	60	90
ホ. 法第28条第1項による命令に違反した場合	法第46条第1項第2号	200	300	400

韓国 輸入食品安全管理特別法施行令(仮訳)

2026年1月作成

日本貿易振興機構(ジェトロ) 農林水産食品部 市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5186